

令和5年(ワ)第977号 除籍処分無効確認等請求事件  
原告 東郷ゆう子 こと 角本裕子  
被告 日本共産党中央委員会 外3名

## 原告第6準備書面

令和6年4月12日

神戸地方裁判所第4民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜 久 治 代

(主任) 同 弁護士 木 原 功 仁 哉

原告は、令和6年3月29日付け被告日共中委準備書面(3)、同日付け被告日共県委・地委準備書面(3)、及び同日付け被告味口準備書面(3)に対し、以下のとおり反論する。

### 第一 必勝ポスターを廃棄した行為は不法行為である

#### 一 所有権が原告に帰属すること

被告らは、必勝ポスターの所有権が被告日共らに帰属すると主張するが、原告第1準備書面で主張したとおり、宛名が「東郷ゆう子様」(甲7の1)、「東郷ゆう子候補」(甲7の2)と、立候補者である原告個人に宛てた文書である以上、その作成経緯の如何を問はず、原告の選挙事務所に送付されて現実の引渡しを受けた以上、その所有権が原告に帰属するのは当然である。

それゆゑ、被告味口が必勝ポスターを無断で廃棄した行為は、不法行為を構成する。

#### 二 原告の占有権及び期待権を侵害したこと

##### 1 原告の占有権及び期待権の内容

仮に甲7の1及び甲7の2の必勝ポスター(動産)の所有権が被告日共らに帰属し、選挙運動の目的で原告に対し貸与されたものであつたとしても、原告の選挙事務所に送付されてその占有が移転した以上、その動産の返還の時期と方法等については、当事者の合意とその任意の履行が必要であつて、それを原告の承諾を得ることなく無断で占有を侵奪した行為は不法行為を構成する。

しかも、甲7の1及び甲7の2の必勝ポスターは、専ら原告の選挙運動のために作成され、選挙運動期間終了後に被告日共らが所持すべき理由も存在しない以上、原告には選挙運動期間終了後に被告日共らとの間で処分方法について協議して譲り受ける期待権があつたといへ、同期待権を侵害された点においても不法行為を構成する。

以下、詳述する。

## 2 占有権の侵害について

被告味口が必勝ポスターを廃棄したのは、告示日である令和5年3月31日のわずか2日後の同年4月2日であり、執行日の同月9日まで1週間を余す中であつた。

必勝ポスターは、あくまで原告を名宛人とするものであり、これを掲示することで原告の士気を鼓舞する等といった原告の選挙運動に使用する目的で作成されたのであるから、これを選挙運動期間中に原告に無断で廃棄したことは、原告の占有権を侵奪することはもちろん、原告の選挙運動をも妨害するものであつた。

## 3 期待権の侵害について

甲7の1及び甲7の2の必勝ポスターは、志位委員長及び山下副委員長の顔写真入りであり、原告を名宛人とするものであることから、党员である原告が立候補の記念に被告日共らから譲り受けることを期待することは、ごく自然なことであつた。

そして、以下の経緯からすると、被告日共らは、選挙運動期間終了後の処分方法について原告と協議すべき義務があつたのに、そのやうな機会もないまま占有権が侵奪されたのである。

すなはち、原告は、告示日の令和5年3月31日、被告日共地委副委員長近藤秀子に対して「選挙終わったら家に持って帰っていいですか？」と訊くと、近藤が「わからん」と述べ、原告が「終わったらください」と述べた。

なほ、近藤は、平成27年4月執行兵庫県議会議員選挙では、日本共産党公認で神戸市灘区選挙区から立候補したのであり、まさに8年後の原告と同じ立場にあつた。

かうした原告と近藤のやり取りからすると、告示日時点では、被告日共らと原告との間で、選挙運動期間終了後の必勝ポスターの処分方法について特に方針が定まつてゐなかつたといへる。だからこそ、近藤は「わからん」と述べたのである。

仮に、選挙運動期間終了後に原告が必勝ポスターを持ち帰ることが許されてゐないことが被告日共らの方針だつたとすれば、前々回の県議選に立候補した近藤としてはそのことを十分に知悉してゐたといへ、「わからん」などと曖昧な回答はしなかつたはずである。

このやうに、原告は、令和5年3月31日に必勝ポスターの譲り受けたいとの希望を明確に伝えてみたのであるから、被告日共らの灘区県政対策委員長の肩書を与へられてみた一党员として、被告日共らに対し、選挙運動期間終了後の処分方法について協議できる期待権があつた。

ところで、被告日共らの主張によると「党员は平等」であるといふのであるから、その意味においても、県議選に立候補した一党员として対等の立場で被告日共らと前記協議をすることができる地位にあつたといへる。仮にそれができないとすれば、「党员は平等」との被告日共らの主張は詭弁にすぎないことを自白するに等しい。

このやうに、原告が、選挙運動期間終了後に必勝ポスターの処分方法について被告日共らと協議し、これを譲り受けるとの期待権は法的に保護される権利であつた。

#### 4 被告味口による占有権及び期待権の侵害

それにもかかはらず、原告のことをかねてから疎ましく感じてみた被告味口が、原告に対する嫌がらせのため、ポスターの貼り方が汚いなどと虚言を弄して原告の必勝ポスターを廃棄したのである。

これにより、原告の必勝ポスターの占有権が侵奪され、かつ、選挙運動期間終了後に必勝ポスターの処分方法について協議し、譲り受けるとの期待権が侵害されたのであり、原告に対する不法行為を構成する。

## 第二 活動環境配慮義務について

### 一 ハラスメント防止義務の存在

被告日共中委は「被告中央委員会および各級機関は雇用契約における使用者の立場ではなく、雇用契約における職場環境配慮義務同様の義務を負うものではない。」と主張し、被告県委・地委も同一の主張をする。

しかし「雇用契約における職場環境配慮義務同様の義務を負うものではない」との主張は、被告日共らが党员間の各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）を防止すべき義務を負ふのかについて、明確に主張してゐるとはいへない。

もつとも、「被告中央委員会は、あらゆる機会において、市民道徳と社会的道義を守る規約で掲げている党として党员の一層の努力、個人の尊厳とジェンダー平等などの社会的国際的到達点を守り、あらゆるハラスメントを根絶することを呼び掛けている」「被告中央委員会としては、党内にハラスメント防止をよびかけるとともに、党员からの申し出などに対しては訴願委員会、人権委員会などに窓口を設け、解決を図ることにしている」と主張し、党员に対してハラスメントの防止を「呼び掛けて」

あるといふのである。

この「呼び掛け」が、党規約上いかなる位置付けであるのか不明であるが、民主集中制（民主的中央集権制）（党規約3条柱書）を採用する被告日共らとしては、被告日共中委が末端黨員に至るまでハラスメント防止を「呼び掛けて」ある以上、黨員同士のハラスメントは禁止されてゐたとともに、被告日共らは黨員間のハラスメントを防止すべき義務を負つてゐた（活動環境配慮義務があつた）ことを自認してゐるに等しいといへる。

## 二 小池晃事務局長の“パワハラ謝罪”

その実例として、被告日共らでは、令和4年11月5日に開かれた全国地方議員・候補者会議の席上で、報告者を務めた小池晃事務局長が、報告で候補者の名前を間違へて発言し、司会の田村智子政策委員長（現・被告日共中委委員長）が間違いを訂正した際、小池氏が田村氏に近づき「訂正する必要はない。ちゃんと読んでいる」などと強い口調で叱責したことがパワー・ハラスメントにあたるとして被告日共中委から警告処分（党規約49条）を受けた例がある。

この件について、志位和夫委員長（当時）が「ハラスメント根絶を大方針にしている日本共産党にとって絶対にあってはならない言動です」「二度と、とりわけ指導的立場にある者がこうしたことを繰り返さないこと、見逃さないこと、曖昧にしないこと。これが大事だということを常任幹部会では強く確認をしました」などとの談話が党機関紙である「しんぶん赤旗」に掲載され、これが全党員に閲読させて学習させる事態となつた。

以下は、被告日共らの機関紙「しんぶん赤旗」の記事である。

（令和4年11月15日付け赤旗（甲11））

### 田村政策委員長への言動

#### 小池書記局長 パワハラと認め謝罪

#### 「深刻な反省と自己改革が必要」

日本共産党の小池晃書記局長は14日、国会内で記者会見し、田村智子政策委員長に対して行った自らの言動について、同日の常任幹部会で自己批判、相互批判を行ったことを報告し、「会議での私の言動はパワーハラスメントそのものであり、あってはならないことだった。私自身の品性の上での弱点があらわれたと自己総括している。二度と再び繰り返さないために、深刻な反省と自己改革が必要だと肝に銘じている」と述べました。

小池氏は会見で、問題の言動があつた経緯を報告。全国地方議員・候補者会議（5日）での報告者を務めた小池氏が、報告で候補者の名前を間違えて発言し、司会の

田村氏が間違いを訂正した際、小池氏が田村氏に近づき「訂正する必要はない。ちゃんと読んでいる」などと強い口調で叱責したと説明しました。

小池氏は、これが「パワーハラスメントそのものであり、あってはならないことだった」と自己批判するとともに、対応が遅れたとの指摘には、「自らただすことができず、批判が寄せられた結果、パワハラという認識に至った。時間がかかってしまったことも反省点として申し上げたい」と表明。常任幹部会で小池氏を党規約49条に基づく警告処分とすることが決定されたことを報告し、「警告処分は当然だ。全力で職務にあたっていきたい」と述べました。

小池氏は13日にツイッターに「威圧的な言動をとったことを深く反省」「田村さんには会議後に謝罪しました。ハラスメント根絶を目指す党の一員として、今後絶えず自己改革に努めます」と投稿していました。

### **記者との一問一答**

記者会見での記者との一問一答は次の通りです。

記者 小池氏が間違っていたのに、それは違うと指摘したことがハラスメントなのか。

小池 そういうことではない。私の指摘が間違っていたことも問題だが、同時に、ああいう会議の場で強く叱責するような形で物を言った。田村さんの言ったことが仮に間違っていたとしても、会議の場であのように叱責するという態度自体が、パワハラの定義である「優越的地位を背景にした業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの」だ。二重の意味で誤っていたと言わなければいけない。

記者 共産党の体質だという指摘もあるがどうか。

小池 共産党の体質ということではなく、ひとえに私自身の重大な弱点があらわれたという問題だ。

記者 共産党の地方議員などからも批判の声があがっているが。

小池 わが党はハラスメントの根絶を掲げている政党だ。そういう点でやはり党员の中から批判の声が出るのは当然だと思う。党中央で重要な役割を担っている私のような者が、この問題をあいまいにしてはいけないと思っている。そういう点でも今回こういう形で全容について報告もさせていただいたし、処分という形できちんとけじめをつけるという対応がとられたということだ。

記者 書記局長と副委員長は上司、部下の関係にあるのか。

小池 そういうわけではない。われわれに上下の関係はない。ただ、私がああ会議を主催し、報告者をしていて、田村副委員長は司会をやっていた。そういう意味でハラスメントの基準である「優越的な地位」ということになる。今回の会議における、それぞれの役割という点からみて、これはパワーハラスメントにあたりと判断をした。

記者 小池氏からの謝罪に対して田村氏はなんと言ったか。

小池 田村さんは、「了解です。わかりました」と言っている。

### **絶対にあってはならない言動——責任を痛感 志位委員長が警告処分を発表**

日本共産党の志位和夫委員長は14日、国会内で記者会見し、小池晃書記局長が田村智子政策委員長に対して「間違っていない」とパワーハラスメントの言動を取ったことについて、「ハラスメント根絶を大方針にしている日本共産党にとって絶対にあってはならない言動です。委員長としても今回の出来事について、大変申し訳なく、責任を痛感しています」と述べました。

志位氏は、常任幹部会として「突っ込んだ自己批判、相互批判を行いました。この行為は関係者の方々、国民の方々への信頼を損なう行動であって、党としてもけじめが必要だという結論になりました」と述べ、党規約49条に基づき、小池書記局長に対して「警告処分」を決定したと報告しました。

その上で、「今日の常任幹部会では『常任幹部会としても弱点について反省する必要がある』ということを経験しました。とくに常任幹部会として対応が遅れたことは反省点にしなくてはならないと確認しました。どういう事実があったかを共通の認識にして、それがどういう性格の問題なのかという正面からの議論をやることが遅れた。こういう問題に対する常任幹部会としての姿勢が問われる問題として反省点として確認しました」と述べました。

さらに、自身の対応としても、「先週の常任幹部会（7日）には私もオンラインで参加しました。率直に問題提起して、きちんと議論するべきだったというのが、私としての反省点です」と語りました。

志位氏は「二度と、とりわけ指導的立場にある者がこうしたことを繰り返さないこと、見逃さないこと、曖昧にしないこと。これが大事だということを常任幹部会

では強く確認をしました」と述べました。

以上のとおり、小池氏のパワー・ハラスメントに対し、被告日共中委が警告処分をなし、さらに被告日共中委委員長が再発防止を「強く確認した」のは、被告日共らが党员間のハラスメントを防止すべき義務があることを認めてゐるからに外ならない。

### 三 被告味口の行為はパワー・ハラスメントである。

被告味口は、被告日共地委の副委員長を務める神戸市会議員であり、公職選挙への立候補が初めてであつた原告を指導する立場であつたことから、原告に対して優越的な地位にあつたといへる。

それゆゑ、原告に対する日常的な侮辱行為（訴状請求の理由第5.2（8頁））や必勝ポスターの破棄などの一連の嫌がらせ行為は、パワー・ハラスメントにあたる。

### 第三 求釈明申立て

前述のとおり、被告日共中委は「被告中央委員会および各級機関は雇用契約における使用者の立場ではなく、雇用契約における職場環境配慮義務同様の義務を負うものではない。」と主張し、被告県委・地委も同一の主張をする。

しかし「雇用契約における職場環境配慮義務同様の義務を負うものではない」との主張は、被告日共らが党员間の各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）を防止すべき義務を負ふのか、明確に主張してゐない。

よつてこの点を明確に答弁するやう、求釈明を申し立てる。

以 上